

目 次

(6月9日)

告 示	1
応 招 議 員	1
議 事 日 程	2
本日の会議に付した事件	2
出 席 議 員	3
欠 席 議 員	3
議会事務局職員出席者	3
説明のために出席した者	3
開会、開議宣告	4
仮議席の指定について	6
議長の選挙について	7
議席の指定について	9
会議録署名議員の指名について	9
会期の決定について	9
副議長の選挙について	10
議席の一部変更について	12
常任委員の選任について	12
議長の常任委員の辞退について	13
議会運営委員の選任について	14
長崎県病院企業団議会議員の選挙について	14
長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について	15
散 会	16

(6月10日)

議 事 日 程	17
本日の会議に付した事件	18
出 席 議 員	19
欠 席 議 員	19
議会事務局職員出席者	19

説明のため出席した者	19
開議宣告	20
承認第1号	20
承認第2号	31
承認第3号	31
承認第4号	31
承認第5号	31
承認第6号	31
承認第7号	31
承認第8号	37
承認第10号	37
承認第9号	39
承認第11号	41
報告第1号	43
報告第2号	43
報告第3号	43
同意第1号	44
議会運営委員会の閉会中の継続調査について	46
閉会	47
署名	48

対馬市告示第48号

平成21年第4回対馬市議会臨時会を次のとおり招集する

平成21年6月3日

市長 財部 能成

1 期 日 平成21年6月9日

2 場 所 対馬市議会議場

開会日に応招した議員

脇本 啓喜君	黒田 昭雄君
小田 昭人君	長 信義君
山本 輝昭君	松本 曆幸君
阿比留梅仁君	齋藤 久光君
堀江 政武君	小宮 教義君
阿比留光雄君	三山 幸男君
初村 久藏君	糸瀬 一彦君
桐谷 徹君	大浦 孝司君
小川 廣康君	大部 初幸君
兵頭 栄君	中原 康博君
島居 邦嗣君	作元 義文君

6月10日に応招した議員

平成21年 第4回 対馬市議会臨時会会議録(第1日)

平成21年6月9日(火曜日)

議事日程(第1号)

平成21年6月9日 午前9時59分開会

日程第1 仮議席の指定について

日程第2 議長の選挙について

追加日程第1 議席の指定について

追加日程第2 会議録署名議員の指名について

追加日程第3 会期の決定について

追加日程第4 副議長の選挙について

追加日程第5 議席の一部変更について

追加日程第6 常任委員の選任について

追加日程第7 議長の常任委員の辞退について

追加日程第8 議会運営委員の選任について

追加日程第9 長崎県病院企業団議会議員の選挙について

追加日程第10 長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

本日の会議に付した事件

日程第1 仮議席の指定について

日程第2 議長の選挙について

追加日程第1 議席の指定について

追加日程第2 会議録署名議員の指名について

追加日程第3 会期の決定について

追加日程第4 副議長の選挙について

追加日程第5 議席の一部変更について

追加日程第6 常任委員の選任について

追加日程第7 議長の常任委員の辞退について

追加日程第8 議会運営委員の選任について

追加日程第9 長崎県病院企業団議会議員の選挙について

追加日程第10 長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

出席議員（22名）

1番 脇本 啓喜君	2番 黒田 昭雄君
3番 小田 昭人君	4番 長 信義君
5番 山本 輝昭君	6番 松本 曆幸君
7番 阿比留梅仁君	8番 齋藤 久光君
9番 堀江 政武君	10番 小宮 教義君
11番 阿比留光雄君	12番 三山 幸男君
13番 初村 久藏君	14番 糸瀬 一彦君
15番 桐谷 徹君	16番 大浦 孝司君
17番 小川 廣康君	18番 大部 初幸君
19番 兵頭 栄君	20番 中原 康博君
21番 島居 邦嗣君	22番 作元 義文君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	永留 徳光君	次長	渋江 雄司君
参事兼課長補佐	長野 元久君	副参事兼係長	國分 幸和君

説明のため出席した者の職氏名

市長	財部 能成君
副市長	大浦 義光君
副市長	齋藤 勝行君
総務企画部長	永尾 榮啓君
総務課長	桐谷 雅宣君
市民生活部長	近藤 義則君
福祉保健部長	扇 照幸君
観光物産推進本部長	廣田 宗雄君
政策補佐官兼地域再生推進本部長	松原 敬行君

農林水産部長	川本 治源君
建設部長	斉藤 正敏君
水道局長	一宮 英久君
教育部長	中村 敏明君
美津島地域活性化センター部長	阿比留正明君
豊玉地域活性化センター部長	橋本 政次君
峰地域活性化センター部長	永留 秀幸君
上県地域活性化センター部長	武田 延幸君
上対馬地域活性化センター部長	糸瀬 良久君
消防長	阿比留 健君
会計管理者	森田 健一君
監査委員事務局長	主藤 繁明君
農業委員会事務局長	大石 邦一君

午前9時59分開会

事務局長（永留 徳光君） 報告いたします。教育長から欠席の申し出がっております。

改めまして、おはようございます。事務局長の永留徳光です。

本臨時会は一般選挙後初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。

出席議員中、兵頭栄議員が年長議員でありますので、御紹介をいたします。

兵頭議員、議長席にお願いいたします。

〔臨時議長 兵頭 栄君議長席に着く〕

臨時議長（兵頭 栄君） おはようございます。ただいま御紹介いただきました兵頭栄でございます。地方自治法第107条の規定によりまして、臨時に議長の職務を行います。

私が、臨時の議長を務めさせていただくわけでございますが、何分にも不慣れでございますので、議長が選挙されるまでの間、どうか議員各位の御理解ある御協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

ただいまより平成21年第4回対馬市議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程に入る前に、市長よりごあいさつをお受けいたします。市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） おはようございます。臨時会の開会に当たり一言ごあいさつ申し上げます。

本日ここに第4回臨時会を招集しましたところ、議員の皆様におかれましては、御健勝にて御出席賜り厚く御礼を申し上げます。

また、皆様におかれましては去る5月17日に執行されました、市議会議員一般選挙におきまして市民の御信任を得られめでたく当選をされました。まずもって、心からお喜びを申し上げる次第でございます。

今日の本市を取り巻く社会経済環境は世界同時不況に端を発した景気の低迷、基幹産業であります第1次産業の低迷、人口の流出など、厳しい多くの課題に直面いたしております。これらの諸課題を解決し、市民の皆様が将来に向かって夢が持てる元気な対馬市を築いていくためには、市民の英知を結集するとともに、市民の代表である議員の皆様と市の執行部がお互いに切磋琢磨し、本市の将来を真剣に論議して市政推進に努力することが求められております。

本日は、一般選挙後初めて招集される議会であり、議長、副議長の選挙並びに常任委員会、議会運営委員会の委員の選任など、議会構成が決定される予定であります。申し上げるまでもなく、これらの案件は議会運営の根幹をなすものであります。新しい市議会の構成のもと、全力で市政運営に取り組んでまいりますので、議員皆様の御理解と御支援を賜りますようお願いを申し上げます。

また、本臨時会において御審議をお願いいたします案件は、平成20年度の補正予算7件、平成21年度の補正予算1件、市条例の改正3件などについて地方自治法第179条第1項により専決処分をいたしておりますので、その専決処分の承認を求めることについて11件、平成20年度の繰越計算書についての報告案件3件、人事案件1件の計15件でございます。

議案の内容につきましてはこの後担当部長に説明させたいと存じますので、何とぞ慎重に御審議の上、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。開会に当たりあいさつといたします。よろしくお願ひいたします。

臨時議長（兵頭 栄君） 次に、一般選挙後の初議会でございますので幹部職員の自己紹介を自席からお願いいたします。

副市長（大浦 義光君） 副市長の大浦でございます。よろしくお願ひします。

副市長（齋藤 勝行君） 同じく副市長の齋藤でございます。よろしくお願ひします。

総務企画部長（永尾 榮啓君） 総務企画部長の永尾榮啓です。どうぞよろしくお願ひします。

政策補佐官兼地域再生推進本部長（松原 敬行君） おはようございます。政策補佐官の松原敬行でございます。地域再生推進本部長を兼務いたしております。よろしくお願ひいたします。

観光物産推進本部長（廣田 宗雄君） おはようございます。観光物産推進本部長の廣田でございます。どうぞよろしくお願ひします。

市民生活部長（近藤 義則君） おはようございます。市民生活部長の近藤義則でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

福祉保健部長（扇 照幸君） おはようございます。福祉保健部長の扇照幸でございます。どうかよろしくお願いいたします。

総務課長（桐谷 雅宣君） おはようございます。総務企画部総務課長の桐谷でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

建設部長（斉藤 正敏君） おはようございます。建設部長の斉藤正敏と申します。どうかよろしくよろしくお願いいたします。

農林水産部長（川本 治源君） おはようございます。農林水産部長の川本治源でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

教育部長（中村 敏明君） 教育長の中村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

消防長（阿比留 健君） おはようございます。消防長の阿比留でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

水道局長（一宮 英久君） おはようございます。水道局長の一宮英久です。どうぞよろしくお願いいたします。

会計管理者（森田 健一君） 会計管理者の森田健一です。よろしくお願いいたします。

監査委員事務局長（主藤 繁明君） おはようございます。監査委員事務局長の主藤繁明です。よろしくお願いいたします。

農業委員会事務局長（大石 邦一君） おはようございます。農業委員会事務局長の大石邦一でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

美津島地域活性化センター部長（阿比留正明君） 美津島地域活性化センター部長の阿比留正明と申します。よろしくお願いいたします。

豊玉地域活性化センター部長（橋本 政次君） おはようございます。豊玉地域活性化センター部長の橋本政次と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

峰地域活性化センター部長（永留 秀幸君） おはようございます。峰地域活性化センター部長永留秀幸と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

上県地域活性化センター部長（武田 延幸君） おはようございます。上県地域活性化センター部長武田延幸と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

上対馬地域活性化センター部長（糸瀬 良久君） おはようございます。上対馬地域活性化センター部長の糸瀬でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

臨時議長（兵頭 栄君） 以上をもって、幹部職員の自己紹介は終わります。

日程第1．仮議席の指定について

臨時議長（兵頭 栄君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席はただいま着席の議席といたします。

日程第2、議長の選挙について

臨時議長（兵頭 栄君） 日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

臨時議長（兵頭 栄君） ただいまの出席議員数は22名であります。

投票用紙を配付いたします。念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

臨時議長（兵頭 栄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（兵頭 栄君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

職員は議員に向かって投票箱を見せ、異状のない旨、議長に報告してください。

〔投票箱点検〕

臨時議長（兵頭 栄君） 異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、議長席に向かって右側から登壇し、順次投票した後、左側から降壇願います。

〔事務局長点呼・議員投票〕

.....

1番	脇本 啓喜議員	2番	黒田 昭雄議員
3番	小田 昭人議員	4番	長 信義議員
5番	山本 輝昭議員	6番	松本 曆幸議員
7番	阿比留梅仁議員	8番	齋藤 久光議員
9番	堀江 政武議員	10番	小宮 教義議員
11番	阿比留光雄議員	12番	三山 幸男議員
13番	初村 久藏議員	14番	糸瀬 一彦議員
15番	桐谷 徹議員	16番	大浦 孝司議員
17番	小川 廣康議員	18番	大部 初幸議員
20番	作元 義文議員	21番	島居 邦嗣議員

臨時議長（兵頭 栄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（兵頭 栄君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に脇本啓喜君及び黒田昭雄君を指名します。

両議員の立ち会いをお願いします。

開票をお願いします。

〔開票〕

臨時議長（兵頭 栄君） 選挙の結果を報告します。

投票総数22票。これは先ほどの出席議員数と符合しております。そのうち、有効投票20票、無効投票2票。有効投票のうち、作元義文君11票、大部初幸君9票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は6票です。したがって、作元義文君が議長に当選されました。（拍手）

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

臨時議長（兵頭 栄君） ただいま議長に当選されました作元義文君が議長におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をします。

20番、作元義文君、登壇しあいさつをお願いします。

議員（20番 作元 義文君） ただいま、多数の皆さん方の御推挙をいただきまして、議長の席に着かせていただくこととなります。この責任の重さを今、ひしひしと感じているところでありますし、大変不安な気持ちもいっぱい持っております。この対馬市の議会が今までより以上に活性化して市民の皆様信頼される議会となりますように、どうか皆さん方の御協力を心からお願いをいたしたいと思っております。

申し上げるまでもなく、議会議員は行政のチェック機関でもあります。議案審議、あるいは事業の審査など、数多くの課題がございます。どうか、一生懸命その課題に向かって取り組んでいただきたいと思います。それにあわせて、今、対馬市は非常に厳しい状況の中にあります。市長部局と、そして議会が一体となってこの対馬の活性化のためにできることはどんどん皆さん方の御協力もいただきながら対馬市がさらに発展し、そして対馬の住民の皆さんの生活が安定できますように心からお願いを申し上げます。

また、市長始めとして行政に携わる皆さん方に、私ごとで大変申しわけございませんけれども、

大変浅学非才でございますけれども、一生懸命、不惜身命頑張ってまいりたいというふうにおもっておりますので、今後ともよろしく御指導いただきますようお願いを申し上げます。就任のあいさつにさせていただきます。どうもありがとうございます。（拍手）

臨時議長（兵頭 栄君） 以上をもちまして、臨時議長の職務をすべて終了いたしました。

議長と交代いたします。

議員各位の御協力まことにありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午前10時32分休憩

.....
午前10時35分再開

議長（作元 義文君） 再開いたします。

お諮りいたします。議員へ配付のとおり追加議事日程として議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、議事日程に追加して議題とすることに決定しました。

追加日程第1．議席の指定について

議長（作元 義文君） 追加日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、議長が指定します。

議席はただいま着席のとおり指定します。

追加日程第2．会議録署名議員の指名について

議長（作元 義文君） 追加日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定によって、小田昭人君及び長信義君を指名します。

追加日程第3．会期の決定について

議長（作元 義文君） 追加日程第3、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日から6月10日までの2日間をしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月10日までの

2日間に決定しました。

暫時休憩をいたします。控室で全員協議会を開催をいたしたいと思いますので、時間は後で申し上げますのでよろしくお願いいたします。

午前10時37分協議会

.....
〔全員協議会〕
.....

午前11時34分再開

議長（作元 義文君） 再開いたします。

追加日程第4．副議長の選挙について

議長（作元 義文君） 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

議長（作元 義文君） ただいまの出席議員数は22人であります。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

議長（作元 義文君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（作元 義文君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

職員は議員に向かって投票箱を見せ、異状のない旨、議長に報告してください。

〔投票箱点検〕

議長（作元 義文君） 異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、議長席に向かって右側から登壇し、順次投票した後、左側から降壇願います。

〔事務局長点呼・議員投票〕

.....
1番 脇本 啓喜議員

2番 黒田 昭雄議員

3番	小田 昭人議員	4番	長 信義議員
5番	山本 輝昭議員	6番	松本 曆幸議員
7番	阿比留梅仁議員	8番	齋藤 久光議員
9番	堀江 政武議員	10番	小宮 教義議員
11番	阿比留光雄議員	12番	三山 幸男議員
13番	初村 久藏議員	14番	糸瀬 一彦議員
15番	桐谷 徹議員	16番	大浦 孝司議員
17番	小川 廣康議員	18番	大部 初幸議員
19番	兵頭 栄議員	21番	島居 邦嗣議員
22番	中原 康博議員	20番	作元 義文議長

.....

議長（作元 義文君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（作元 義文君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に山本輝昭君及び松本曆幸君を指名します。

両議員の立ち会いをお願いします。

開票をお願いします。

〔開票〕

議長（作元 義文君） 選挙の結果を報告します。

投票総数22票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、有効投票22票、無効投票0票。有効投票のうち、島居邦嗣君12票、堀江政武君10票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は6票です。したがって、島居邦嗣君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

議長（作元 義文君） ただいま副議長に当選されました島居邦嗣君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をします。

島居邦嗣君、登壇しあいさつをお願いします。21番、島居邦嗣君。

議員（21番 島居 邦嗣君） このたび皆様方の投票によりまして御推挽いただきまして、副議長の職をいただきました。本当に光栄に存じております。

今、職を見まして、本当、厳しいなということで痛感しておりますが、作元議長のもと、皆様方と一緒に協力し、議長を補佐していくように頑張っていきたいと思っております。

最後まで議長を補佐していきますので、皆様方、御指導御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますがあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。
(拍手)

議長(作元 義文君) 常任委員の選任に係る調整のため、暫時休憩いたします。昼食休憩いたします。再開は午後1時30分からいたします。

午前11時51分休憩

.....
午後1時29分再開

議長(作元 義文君) 再開いたします。

追加日程第5 . 議席の一部変更について

議長(作元 義文君) 追加日程第5、議席の一部変更についてを議題とします。

議長及び副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定によって、議席の一部を変更したいと思います。変更する議席は、お手元に配付いたしました議席表のとおりであります。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(作元 義文君) 異議なしと認めます。したがって、お手元に配付いたしました議席表のとおり、議席の一部を変更することに決定しました。

ただいま決定しました議席にそれぞれお着き願います。

〔議席を移動〕

追加日程第6 . 常任委員の選任について

議長(作元 義文君) 追加日程第6、常任委員の選任を行います。

お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、お手元に配付の名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(作元 義文君) 異議なしと認めます。したがって、常任委員はお手元に配付の名簿のとおり選任することに決定しました。

議長席を副議長と交代のため暫時休憩いたします。

午後1時30分休憩

.....
午後1時32分再開

副議長（島居 邦嗣君） 再開いたします。

追加日程第7．議長の常任委員の辞退について

副議長（島居 邦嗣君） 追加日程第7、議長の常任委員の辞退についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、議長、作元義文君の退場を求めます。

〔議長 作元義文君退場〕

副議長（島居 邦嗣君） お諮りいたします。議長は公正指導の立場にあり、かつ議会運営上中立性を保持しなければならない、また、各常任委員会に出席して発言できるものであるということから、お手元に配付のとおり、議長より、総務文教常任委員を辞退したい旨の願いが提出されました。

議長の総務文教常任委員の辞退を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（島居 邦嗣君） 異議なしと認めます。したがって、議長の総務文教常任委員の辞退については、許可することに決定しました。

〔議長 作元義文君入場〕

副議長（島居 邦嗣君） 議長の作元義文君に申し上げます。議長の総務文教常任委員の辞退については、許可されましたので、告知いたします。

議長席を議長と交代のため暫時休憩いたします。

午後1時34分休憩

.....
午後1時35分再開

議長（作元 義文君） 再開いたします。

各常任委員会の委員長及び副委員長の互選のため、委員会条例第10条の規定によって、総務文教常任委員会は第1会議室に、厚生常任委員会は小会議室に、産業建設常任委員会は第2会議室にそれぞれ招集します。

なお、各常任委員会の委員長及び副委員長の互選が終了次第、控室において全員協議会を開催いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時36分休憩

.....
〔全員協議会〕
.....

午後3時07分再開

議長（作元 義文君）再開いたします。

各常任委員会の委員長及び副委員長が決定した旨、通知を受けましたので、報告します。

総務文教常任委員長に阿比留梅仁君、副委員長に初村久蔵君。

厚生常任委員長に大浦孝司君、副委員長に大部初幸君。

産業建設常任委員長に小川廣康君、副委員長に齋藤久光君。

以上のとおりであります。

追加日程第8．議会運営委員の選任について

議長（作元 義文君）追加日程第8、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、お手元に配付の名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（作元 義文君）異議なしと認めます。したがって、議会運営委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定しました。

議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選のため、委員会条例第10条の規定によって、議会運営委員会を第1会議室に招集します。

議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選のため、暫時休憩いたします。

午後3時09分休憩

午後3時09分再開

議長（作元 義文君）再開いたします。

議会運営委員会の委員長及び副委員長が決定した旨、告知を受けましたので、報告します。

議会運営委員長に堀江政武君、副委員長に阿比留光雄君。

以上のとおりです。

追加日程第9．長崎県病院企業団議会議員の選挙について

議長（作元 義文君）追加日程第9、長崎県病院企業団議会議員の選挙を行います。

長崎県病院企業団規約第7条第1号の規定に基づき、対馬市の場合、選挙する議員の数は2人となっております。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。長崎県病院企業団議会議員 2 人を指名いたします。

長崎県病院企業団議会議員に、糸瀬一彦君、大浦孝司君の 2 人を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました 2 人を長崎県病院企業団議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、糸瀬一彦君、大浦孝司君が、長崎県病院企業団議会議員に当選されました。

ただいま、長崎県病院企業団議会議員に当選されました糸瀬一彦君、大浦孝司君が議場におられます。会議規則第 3 2 条第 2 項の規定によって当選の告知をします。

・ ・

追加日程第 1 0 . 長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

議長（作元 義文君） 追加日程第 1 0、長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

長崎県後期高齢者医療広域連合規約第 8 条第 2 号の規定に基づき、対馬市の場合選挙する議員の数は 1 人となっております。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第 1 1 8 条 2 項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名すること決定しました。

長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員を指名いたします。

長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員に中原康博君を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました中原康博君を長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、中原康博君が長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま、長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました中原康博君が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をします。

・ ・

議長（作元 義文君） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

なお、この後15時30分より議会運営委員会を第1会議室において招集していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

あしたは定刻より本会議を開き議案上程を行います。

本日は、これにて散会します。お疲れさまでした。

午後3時14分散会

平成21年 第4回 対馬市議会臨時会会議録(第2日)

平成21年6月10日(水曜日)

議事日程(第2号)

平成21年6月10日 午前10時18分開議

- 日程第1 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(平成20年度対馬市一般会計補正予算(第8号))
- 日程第2 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(平成20年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算(第2号))
- 日程第3 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(平成20年度対馬市老人保健特別会計補正予算(第2号))
- 日程第4 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(平成20年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号))
- 日程第5 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(平成20年度対馬市介護保険特別会計補正予算(第4号))
- 日程第6 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて(平成20年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算(第2号))
- 日程第7 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて(平成20年度対馬市風力発電事業特別会計補正予算(第4号))
- 日程第8 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて(対馬市税条例の一部を改正する条例)
- 日程第9 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて(対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第10 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて(平成21年度対馬市一般会計補正予算(第1号))
- 日程第11 承認第11号 専決処分の承認を求めることについて(対馬市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例)
- 日程第12 報告第1号 平成20年度対馬市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第13 報告第2号 平成20年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計繰越明許費繰越計算書について

日程第14 報告第3号 平成20年度対馬市水道事業会計繰越計算書について

日程第15 同意第1号 対馬市教育委員会委員の任命について

日程第16 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

日程第1 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度対馬市一般会計補正予算（第8号））

日程第2 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第2号））

日程第3 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度対馬市老人保健特別会計補正予算（第2号））

日程第4 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号））

日程第5 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第4号））

日程第6 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第2号））

日程第7 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度対馬市風力発電事業特別会計補正予算（第4号））

日程第8 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（対馬市税条例の一部を改正する条例）

日程第9 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第10 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度対馬市一般会計補正予算（第1号））

日程第11 承認第11号 専決処分の承認を求めることについて（対馬市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例）

日程第12 報告第1号 平成20年度対馬市一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第13 報告第2号 平成20年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計繰越明許費繰越計算書について

日程第14 報告第3号 平成20年度対馬市水道事業会計繰越計算書について

日程第15 同意第1号 対馬市教育委員会委員の任命について

日程第16 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

出席議員（22名）

1番 脇本 啓喜君	2番 黒田 昭雄君
3番 小田 昭人君	4番 長 信義君
5番 山本 輝昭君	6番 松本 曆幸君
7番 阿比留梅仁君	8番 齋藤 久光君
9番 堀江 政武君	10番 小宮 教義君
11番 阿比留光雄君	12番 三山 幸男君
13番 初村 久藏君	14番 糸瀬 一彦君
15番 桐谷 徹君	16番 大浦 孝司君
17番 小川 廣康君	18番 大部 初幸君
19番 兵頭 栄君	20番 中原 康博君
21番 島居 邦嗣君	22番 作元 義文君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	永留 徳光君	次長	渋江 雄司君
参事兼課長補佐	長野 元久君	副参事兼係長	國分 幸和君

説明のため出席した者の職氏名

市長	財部 能成君
副市長	大浦 義光君
副市長	齋藤 勝行君
総務企画部長	永尾 榮啓君
総務課長	桐谷 雅宣君
市民生活部長	近藤 義則君
福祉保健部長	扇 照幸君

観光物産推進本部長	廣田 宗雄君
政策補佐官兼地域再生推進本部長	松原 敬行君
農林水産部長	川本 治源君
建設部長	斉藤 正敏君
水道局長	一宮 英久君
教育部長	中村 敏明君
美津島地域活性化センター部長	阿比留正明君
豊玉地域活性化センター部長	橋本 政次君
峰地域活性化センター部長	永留 秀幸君
上県地域活性化センター部長	武田 延幸君
上対馬地域活性化センター部長	糸瀬 良久君
消防長	阿比留 健君
会計管理者	森田 健一君
監査委員事務局長	主藤 繁明君
農業委員会事務局長	大石 邦一君

午前10時18分開議

議長（作元 義文君） おはようございます。報告いたします。教育長より欠席の申し出が
 しております。これよりお手元に配付の議事日程第2号により本日の会議を開きます。

・ ・

日程第1 承認第1号

議長（作元 義文君） 日程第1、承認第1号、専決処分の承認を認めることについて（平成
 20年度対馬市一般会計補正予算（第8号））を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務企画部長、永尾榮啓君。

総務企画部長（永尾 榮啓君） ただいま議題となりました、承認第1号、専決処分の承認を求
 めることについて、提案理由と、及びその内容を御説明申し上げます。本案は平成20年度対馬
 市一般会計補正予算、第8号を去る3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定により専
 決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告しご承認を求めようとするものでありま
 す。

今回の補正予算は、地方譲与税、地方交付税等の額の確定による増額、及び事務事業費の決定
 等によります財源調整、事業費の減額等が主なものでございます。

1ページをお願いいたします。平成20年度対馬市一般会計補正予算（第8号）は、次に定め

るところによることを規定し、第1条第1項、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,100万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ304億5,587万6,000円としようとするものであります。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから6ページにかけての第1表歳入歳出予算補正によるとしようとするものであります。第2条、繰越明許費の補正は、8ページ、9ページの第2表繰越明許費補正によるものとし、繰越明許費についての追加、変更及び廃止をいたしております。追加といたしましては子育て応援特別手当事業ほか4件、3,038万円、変更につきましては補正第7号で議決いただきました繰越明許費のうち、旧美津島有線テレビ施設撤去事業ほか13件の繰越額の変更をいたしております。また、廃止につきましては、子育て応援特別手当事業は費目更正、市道佐保田線道路改良事業は、年度内の事業の完成によりそれぞれ廃止いたしております。

第3条地方債の補正は、10ページ、11ページの第3表地方債補正によるとしようとするものであります。事業費の決定により一般単独事業債、地辺対策事業債、過疎対策事業債及び一般廃棄物処理事業債をそれぞれ変更し、負債限度額を32億100万円としようとするものであります。

次に、歳入歳出補正予算の内容について主なものを御説明いたします。

まず、歳出でございますが、32ページをお願いいたします。2款総務費1項総務管理費の2億5,583万8,000円の増額は1目一般管理費8節報償費で各種研修講師謝礼153万6,000円の減額、3目財政管理費25節積立金で歳入の増額、及び歳出の執行残等を積み立てます減債基金積立金2億8,730万5,000の増額、6目電算管理費11節需用費の934万8,000円の減額、7目企画費13節委託料で測量調査、設計監理等委託料328万7,000円の減額、地域イントラネット保安委託料182万7,000円の減額、15節工事請負費で、移動通信用鉄塔施設整備工事300万6,000円の減額、18節備品購入費で移動通信用鉄塔施設備品購入費269万4,000円の減額、19節負担金補助及び交付金で対馬釜山海遊観光ルート造成事業補助金252万3,000円の減額、コミュニティービジネス振興事業補助金150万円の減額が主なものでございます。

34ページをお願いいたします。5項統計調査費の97万円の減額は、各種統計調査の確定によるものでございます。3款民生費1項社会福祉費9,517万7,000円の減額は、医療費等の確定によります4目国民健康保険費28節繰出金で国民健康保険特別会計繰出金4,208万4,000円の減額、5目老人福祉費19節負担金補助及び交付金で後期高齢者医療広域連合負担金2,428万8,000円の減額、28節繰出金で老人保健特別会計繰出金、介護保険特別会計繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金の2,600万5,000円の減額が主なものであります。

す。

36ページをお願いいたします。2項児童福祉費の806万2,000円の減額は、2目児童福祉施設費11節需用費で賄材料費200万円の減額、19節負担金補助及び交付金で保育運営費負担金200万円の減額、次世代育成支援対策事業補助金250万円の減額が主なものであります。3項生活保護費は、扶助費を1,500万円減額いたしております。

4款衛生費、12目保健衛生費の102万1,000円の減額は、4目環境衛生費19節負担金補助及び交付金で合併処理浄化層設置補助金の減額によるものでございます。2項清掃費の4,988万9,000円の減額は、1目清掃総務費13節委託料で漂流漂着ごみ処理委託料198万5,000円の減額、2目じんかい処理費7節賃金で380万円の減額。

38ページをお願いいたします。11節需用費で燃料費3,220万円の減額、13節委託料で再商品化委託料300万円の減額、溶融飛灰資源化处理委託料360万円の減額、19節負担金補助及び交付金で使用済み自動車等海上輸送費補助金290万4,000円の減額が主なものであります。6款農林水産業費1項農業費の1,731万1,000円の減額は3目、農業振興費19節負担金補助及び交付金でイノシシ捕獲補助金1,133万円の減額、4目畜産業費18節備品購入費で牛購入費381万8,000円の減額、5目農地費で13節委託料で換地事務委託料293万3,000円の減額が主なものであります。2項林業費の692万7,000円の減額は2目林業振興費12節役務費で森林国営保険料134万1,000円の減額。

40ページをお願いいたします。19節負担金補助及び交付金で大型生産団地導入支援事業補助金231万2,000円の減額、生産労働力軽減設備導入支援事業補助金227万4,000円の減額が主なものであります。3項水産業費の2,209万6,000円の減額は、事業費の決定によりまして2目水産業振興費19節負担金補助及び交付金で後継者対策事業補助金、725万円の減額、4目漁港建設費15節工事請負費で五根緒漁港整備工事267万5,000円の減額、19節負担金補助及び交付金で県営漁港工事負担金603万4,000円の減額が主なものであります。42ページをお願いいたします。7款商工費1項商工費の225万7,000円の減額は、1目商工総務費19節負担金補助及び交付金で地域力アップ支援事業補助金87万5,000円の減額が主なものであります。8款土木費1項土木管理費は残土処分場管理委託料等7,000円を減額いたしております。2項道路橋梁費の771万5,000円の減額は事業費の決定によりまして、3目道路新設改良費15節工事請負費で、佐保田線道路改良工事381万8,000円の減額、19節負担金補助及び交付金で国県道整備工事負担金300万円の減額が主なものであります。

44ページをお願いいたします。3項河川費は維持補修工事費180万3,000円を減額、4項港湾費は県管理港湾使用料徴収委託料93万8,000円を減額、5項都市計画費は事業費

の決定等によりまして80万円を減額。6項住宅費は事業費の決定等によりまして157万9,000円を減額いたしております。

46ページをお願いいたします。9款消防費1項消防費は、消火栓設置負担金等174万7,000円を減額いたしております。10款教育費1項教育総務費は、コピー使用料50万円の減額、2項小学校費は燃料費等275万円の減額、3項中学校費は光熱水費等。

48ページをお願いいたします313万3,000円の減額、5項社会教育費は事業費の決定等によりまして52万6,000円の減額、6項保健体育費は、光熱水費及び賄材料費等725万3,000円を減額いたしております。12款公債費1項公債費は償還金利子3,900万円を減額いたしております。

50ページをお願いいたします。13款諸支出金2項公営企業費は、旅客定期航路事業特別会計繰出金を1,037万7,000円減額いたしております。

次に歳入であります。16ページをお願いいたします。2款地方譲与税2項自動車重量譲与税2,165万円の増額、3項地方道路譲与税170万5,000円の増額、4項特別とん譲与税1万7,000円の減額。5項航空機燃料譲与税138万8,000円の増額、3款利子割交付金1項利子割交付金288万6,000円の増額。

18ページをお願いいたします。4款配当割交付金1項配当割交付金686万1,000円の減額、5款株式等譲渡所得割交付金1項株式等譲渡所得割交付金477万5,000円の減額、6款地方消費税交付金1項地方消費税交付金522万9,000円の減額、7款自動車取得税交付金1項自動車取得税交付金197万9,000円の増額はそれぞれ交付額の確定によるものであります。10款地方交付税は、特別交付税等の決定によりまして5億3,777万5,000円を増額いたしております。補正後の地方普通交付税は147億5,403万8,000円、特別交付税は11億8,715万円となります。

20ページをお願いいたします。11款交通安全対策特別交付金は、交付額の確定によりまして12万8,000円を減額いたしております。12款分担金及び負担金1項分担金は移動通信用鉄塔施設整備事業分担金など110万4,000円を減額いたしております。2項負担金の1,153万7,000円の減額は、入所児童者数の減等によります保育所入所負担金の減額が主なものであります。13款使用料及び手数料1項使用料は、移動通信用鉄塔施設使用料等52万3,000円を減額。

22ページをお願いいたします、2項手数料は、船員手帳交付手数料等7万円を減額いたしております。14款国庫支出金1項国庫負担金の4,712万7,000円の減額は、保育所運営費負担金、生活保護費負担金等の減額が主なものであります。2項国庫補助金の184万9,000円の減額は、公営住宅管理事業補助金の183万円の減額が主なものであります。

24ページをお願いいたします。15款県支出金1項県負担金は保険基盤安定負担金等1,279万4,000円を減額、2項県補助金の3,142万7,000円の減額は、1目総務費県補助金で移動通信用鉄塔施設整備事業補助金1,083万6,000円の減額、4目農林水産業費県補助金3節水産業費補助金。

26ページをお願いいたします、21世紀の漁業担い手確保推進事業補助金580万5,000円の減額等が主なものであります。3項委託金の789万6,000円の減額は、3目農林水産業費委託金で中山間地域総合整備事業委託金293万4,000円の減額、4目土木費委託金で市道佐保田線改良事業委託金399万1,000円の減額等が主なものであります。16款財産収入1項財産運用収入は、基金利子を2万4,000円減額。2項財産売払収入は家畜導入牛売払収入を125万7,000円増額いたしております。17款寄附金1項寄附金は、指定寄附金がんばれ国境の島対馬ふるさと応援基金の63万5,000円を増額いたしております。

28ページをお願いいたします。18款繰入金2項基金繰入金の4億7,362万9,000円の減額は、歳入の増等によりまして財政調整基金と、減債基金の繰り入れを減額調整いたしております。また、家畜導入事業資金供給事業基金の特定目的基金は、歳出の減によりまして繰入金も減額をいたしております。20款諸収入2項市預金利子は、875万6,000円を増額いたしております。5項雑入の44万1,000円の減額は、市町村振興基金分配金269万5,000円の増額、使用済み自動車海上輸送費支援事業290万5,000円の減額等が主なものであります。21款市債1項市債は、事業費及び起債額の決定によりまして、30ページをお願いいたします、1,360万円を減額いたしております。

52ページから55ページにかけまして補正予算給与費明細書を添付いたしておりますので、御参照方をお願いいたします。

以上で、提案理由の御説明を終わります。よろしく御審議のうえ、御承認賜りますようお願いいたします。

議長（作元 義文君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。3番、小田昭人君。

議員（3番 小田 昭人君） 今、専決処分の20年度のるる説明がございましたけど、ただ単な執行残なのかどうか、二、三お尋ねをいたします。

まず、歳出で32ページ、一般管理費の1報酬100万円の減額ですけど、当初予算が794万9,000円、これに対して、嘱託員の報酬の寄せ集めの減額なのか、あるいは100万といえば約1年分でございますので、何かの理由によって嘱託員を採用しなかったのか、その点。

それから、8節の報償費、当初予算が153万6,000円で減額も同額の153万6,000円ですけど、各種研修をして講師に謝礼を払わなかったのか、あるいは全然研修会を開催しなかつ

たのか、その点です。

それから、6目の電算管理費、需用費の三角の934万8,000円、消耗品が当初予算が523万5,000円で、執行率でいけば43%です。よって、何かの理由によって不用残がこんなに残ったのか、印刷製本費にいたしましても当初予算が1,552万5,000円で執行率58%、これについても理由をお聞きしたいと思います。

それから、38ページ39ページ、3目農業振興費19節の負担金補助及び交付金イノシシ捕獲補助金、1,133万の減額は何頭がとれる目的で予算を組んで、何頭が予算に対してとれなかったのか、説明をお願いしたいと思います。

それから、44ページ、45ページ、5目まちづくり事業費、これは年度末で工事請負費に111万2,000円、13節14節の予算組み替えと思いますけど、この3月末でこのような工事組み替えが必要だったかどうか、その点お聞きしたいと思います。

以上です。

議長（作元 義文君） 総務企画部長、永尾榮啓君。

総務企画部長（永尾 榮啓君） 議員の御質問のまず33ページの報酬についてお答えいたします。

当初予算では嘱託員の時間外を計上いたしております。現在雇用いたしておりますのは、これは電話交換手の時間外でございますけど、本庁に2名、豊玉活性化センターに1名を常駐させております。巖原において一部時間外が発生しなかった。豊玉活性化センターにおいては職員の対応で早期に退社していただいて、残りについては職員で対応したということで時間外が不用になっております。ですからこの不用につきましては、電話交換手の嘱託員時間外の不用というふうに御理解いただければと思います。

続きまして、8節の報償費なんですが、御指摘のように当初いろいろな研修を市独自で考えておりましたけど、開催ができなかったと、町村会が実施された研修会のみで実施が終わりましたものですから、市で計上いたしておりました、接遇とかメンタル等の関係の講師の謝礼の支出が出てこなかったというふうに御理解をいただければと思います。

それと、電算管理費の消耗品、印刷製本、まあ、予算を計上するときに前年並みという考え方で計上するわけですけど、執行する中で事務費のやりくりなり、やり方等によってこれだけの執行残が出たというふうに御理解いただければと思います。本来であれば計画どおりに執行すべきなのでございましょうけど、いわゆる事業の改善なり、もろもろの関係もございまして、若干です、そこら辺の執行残が出たというふうに御理解いただければと思います。

議長（作元 義文君） 農林水産部長、川本治源君。

農林水産部長（川本 治源君） 39ページの、負担金補助及び交付金のイノシシ捕獲補助金で

ございますが、前年度3,230頭の捕獲量でございましたが、増加を見込みまして、3,533頭の予算を組まさせていただいておりましたが、捕獲頭数が少なく、20年度の確定捕獲頭数は2,340頭でございました。予算上は確定前でございましたので、2,400頭分を計上させていただきまして、残りの1,133頭分の減額でございます。1頭1万円でございますので、この1,133万円ということでございます。

以上でございます。

議長（作元 義文君） 建設部長、斉藤正敏君。

建設部長（斉藤 正敏君） 45ページのまちづくり事業費であります。13節委託料、減額の99万5,000円ですが、今屋敷公園測量設計費、今屋敷交流広場測量設計費、上裏町通り美装化工事測量設計費、天道茂67号線改築工事測量設計費の計272万4,000円を減額いたしまして、裏町通り美装化工事測量設計費と八幡宮神社公衆トイレ測量設計費の計172万9,000円を増額することによる、差し引きで99万5,000円を減額するものであります。15節工事請負費増額の111万2,000円につきましては、今屋敷公園改修工事費といたしまして、これにつきましては、トイレの工事、そして厳原郵便局との境界に当たりますが、現在ブロック積みであります、このブロック積みを、少し石積みを装う形で、石張りに被覆するというような工事を追加した関係上、今屋敷公園改修工事におきまして増額が433万3,000円であります。もう一箇所、裏町通り美装化工事ということで予定しておりますが、この工事につきましては、入札差額等が生じたことによりまして287万7,000円を減額いたしまして、その差し引きといたしまして、結果的に増額の111万2,000円を増額することとしております。以上であります。

議長（作元 義文君） ほかに、16番、大浦孝司君。

議員（16番 大浦 孝司君） 39ページ農業振興費と畜産業費、この2つの点ですね、先ほどの3番、小田議員のほうからあったことと一部重複しますが、まず1点目のイノシシの捕獲補助金が1,100万相当を減額したと、先ほどの説明で内訳はわかりました。私は、このことにつきまして非常に問題であろうと思ってるんです。

というのが、実際、被害が昨年度に比べて19年度に比べて20年度減ったのか、捕獲頭数が減るということは、そういう減ってる現象なのか、あるいは単価が1万2,000円から1万円に下げて、捕獲者の意欲が減ったのか、あるいはこれは申し上げにくいですが、件数のチェックがさらに厳しいなかで、そういうふうなことが生まれたのか、その辺を担当部署、若しくは、事業に関わる副市長として、どのようなお考えを持っておられるかこのことをひとつ私は聞きたいと思うんですが、まず一点。

それともう一つは畜産業費の牛の項に、まあ、これは、備品購入と基金による購入が2段階で

できる、これは承知しております。それと、対馬市の管内においては、赤牛をこの資金の、いわゆる対象品目です。ただし、生産者の一部には黒牛が購入したいが、市としては認めるものの、地元生産者団体和牛部会、この団体等について異議ありということで、黒牛の購入経費には充当しては困ると、市場の形勢がみられると、こういうことを、承知しておるわけですが、しかし現状の中で黒牛と赤牛の差が、1頭当たり20万円を超えてその差がですね、生じております。私は、この目で壱岐の市場を見ました。対馬の生産者が持ってきました、この現実を市長、これは今までのことは別として、今後、再度見直した考えを、私は個人的には、するべきと思いますが、市長は21年度以降これをどのようにとらえるか、その辺の思いをお聞きしたいと思います。

以上です。

議長（作元 義文君） 農林水産部長、川本治源君。

農林水産部長（川本 治源君） 1番目のイノシシの捕獲についての御質問にお答えいたします。

被害が減ったのかという御質問でございますが、平成19年度780万1,000円でしたが、20年度は539万9,000円と被害額も減少いたしております。

生産意欲につきましては、補助金が減ったための意欲につきましては、私は意欲が減ったという思いは致しておりません。

以上でございます。

議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 今16番議員のほうからの御質問でございますが、まずもってイノシシの件でございますが、被害等のかねあい、それから当然イノシシが里におりてくる状況というのが山の状況と当然関連してくると思います。それで、昨年度、山の状況等がイノシシにとって良好であったかどうか、定かではありませんけども、里におりてくるのが減ったのではなからうかと、個体数自体はそんなに変わらないと思っております、そういうことで被害もそして捕獲頭数も落ちたんだろうなあというふうに、自分自身は認識をしております。

それと、赤牛と黒牛のお話がございました。これにつきましては、JA、それから生産農家の皆さんが、方向性というのを最終的には定めていただきたいというふうに思います。

確かに、取引価格はそれ相応の単価差が明らかに出てきております。出ておりますが、黒牛に関しましては、当然飼養の経費というところについても、若干赤よりもかかるというふうに聞いておりますし、何はともあれ、この対馬における牛をどのように増やすかということを考えなければ、農家の存続も難しいと思いますので、その点JA、生産者の皆さんの考えが最終的にきちんとした方向がまとまれば、鶏知にあります市場のほうも開催することができますので、早急な結論をこちらとしては望みたいなと思っております。

議長（作元 義文君） よろしいですか。

議員（16番 大浦 孝司君） はい。

議長（作元 義文君） はい、ほかに。12番、三山幸男君。

議員（12番 三山 幸男君） 8ページ、9ページの第2表繰越明許費補正についてお尋ねをします。

衛生費、新型インフルエンザ対策事業350万の繰越明許費が計上されておりますけれども、このどのような対策をお考えなのか、まずお伺いをしたいと思います。

議長（作元 義文君） 福祉保健部長、扇照幸君。

福祉保健部長（扇 照幸君） 新型インフルエンザ対策事業につきましては、これは、マスクとかですね、防護服、こういうのを買う計画で補正で付けさせてもらっております。

議長（作元 義文君） 12番、三山幸男君。

議員（12番 三山 幸男君） きょうの朝のですね、新聞とかラジオの報道などでも、現在福岡でかなり新型インフルエンザが発生をしております。福岡で発生している地区が板付地区と聞いております。学校なども学級閉鎖を行っておりますので、いずれ対馬にも入ってくる可能性は十分あると思っております。そういうときに対馬の3つの基幹病院で対応ができるのかどうか、その辺は病院側と詰めておられるのかどうかお尋ねをしたいと思います。

議長（作元 義文君） 福祉保健部長、扇照幸君。

福祉保健部長（扇 照幸君） 新型インフルエンザにつきましては、9日現在で国内では16都道府県466人の感染者が出ております。特に本市にとりましては福岡でこの新型インフルエンザが広がっていることにつきまして、非常に心配しているところでございます。

今回の新型インフルエンザにつきましては、長崎県が基本的対処方針を定めておりまして、現段階では、新型インフルエンザが弱毒性を示していることを考慮し、柔軟で弾力的な運用を行うということになっております。

先ほど質問がありました病院につきましては、一応中対馬病院を対応病院ということで、初期に発熱が出た場合は中対馬病院に搬送して、そこで対応していただくというふうなことまでは決まっております。

議長（作元 義文君） 12番、三山幸男君。

議員（12番 三山 幸男君） 最後ですので、もしですね、対馬で新型インフルエンザがもし発生したとなりますと、多くの市民も混乱をしたいと思いますので、そういうときは万全な体制をとってですね、先ほど中対馬病院を指定病院としてるといようなお話もありましたので、万全の対策あるいは対応をとってほしいと要望して質問を終わります。

議長（作元 義文君） 7番、阿比留梅仁君。

議員（7番 阿比留梅仁君） さっき農林部長から、被害額が700万から500万減ったとい

う答弁がございましたね、そこで私がお尋ねしたいんですが、この700万から500万減ったという被害の調査方法を教えていただけますか。

議長（作元 義文君） 農林水産部長、川本治源君。

農林水産部長（川本 治源君） 駆除と防護によって今イノシシ対策をいたしております。その中で、わな、箱わなと、何と申しますか、普通のわなですね、それと銃による駆除をしておるわけですけども、その考え方は一緒なんですけども、その捕獲頭数が減じたということで、被害額が減じたということです。

議長（作元 義文君） 7番、阿比留梅仁君。

議員（7番 阿比留梅仁君） そういう被害の算定方法というのはね、これ、日本式かな、韓国式かな、そんなばかな被害調査方法でないよ。

議長（作元 義文君） 今の質問は、調査の方法を聞いてあるんですが。

暫時休憩します。

午前11時00分休憩

.....
午前11時02分再開

議長（作元 義文君） 再開いたします。

農林水産部長、川本治源君。

農林水産部長（川本 治源君） 被害調査につきましては、各活性化センターで集計いたしまして、本所で取りまとめをいたしております。その結果の、先ほど申しました被害額ということでございます。

議長（作元 義文君） 7番、阿比留梅仁君。

議員（7番 阿比留梅仁君） 各地域の各活性化センターが、どれだけの被害調査してるの。そんなつまらんね、報告ではだめだよ。そしたら、あなたのその言葉を信じて、活性化センターの部長にどのような調査してるかお聞きします、厳原から順次教えてください。

議長（作元 義文君） 美津島地域活性化センター部長、阿比留正明君。

美津島地域活性化センター部長（阿比留正明君） 質問に対してお答えしますけれども、昨年平成20年度までにつきましては、写真を、捕獲した分のですね、写真で確認をしておりましたけれども、今年度平成21年度からにつきましては、捕獲した分の1頭ずつのしっぽをですね持参していただきまして、それで.....（「被害額」と呼ぶ者あり）被害額。（発言する者あり）申しわけありません。

議長（作元 義文君） 部長、ちょっと待って。暫時休憩しましょうか。（発言する者あり）暫時休憩します。

午前11時04分休憩

午前11時04分再開

議長（作元 義文君） 再開します。

美津島地域活性化センター部長、阿比留正明君。

美津島地域活性化センター部長（阿比留正明君） 大変申しわけありませんけれども、被害額調査につきましては現在ここに手持ち資料が持っておりませんので、申しわけありませんけれども、できましたら後日でも配布ができればそういうふうにさせていただきたいと思います。

議長（作元 義文君） 7番、阿比留梅仁君。

議員（7番 阿比留梅仁君） 部長、もう少しまともに答え切らないの。何であなたのところにどんな資料が、報告が、口頭で来たのか文書で来たのか文書で来とるんやったらここでコピーをして出してください。

議長（作元 義文君） 農林水産部長、川本治源君。

農林水産部長（川本 治源君） 本所のほうではですね、文書等でいただいた分で集計を、被害面積、被害額、被害単価による被害金額ということで、トータルで被害額を出させていただいております。

議長（作元 義文君） 7番、阿比留梅仁君。

議員（7番 阿比留梅仁君） 被害額の調査方法がおかしいから、だからどういう文書が出とるか、あなた、その文書があると言った。それを出してくださいと言いはる。そうしないとあなたの答弁で皆さん理解できない。それを出してから次の質問させていただきます。

議長（作元 義文君） 農林水産部長、川本治源君。

農林水産部長（川本 治源君） その文書につきましてはきょうは持ってきておりませんので、次回、後日提出させていただきたいと思います。

議員（7番 阿比留梅仁君） 議長。（発言する者あり）

議長（作元 義文君） 7番、阿比留梅仁君、3回になりますけども、最後の質問でよろしいですか。今4回。いや、あのちょっとですね。

議員（7番 阿比留梅仁君） 回数の問題じゃなくてね。

議長（作元 義文君） あの、はい。

議員（7番 阿比留梅仁君） 大事なことなんですよ、これは。

議長（作元 義文君） 答えが答えになっておりませんので、その3回というところがあるんですけれども。（発言する者あり）

暫時休憩します。

午前11時07分休憩

.....

午前11時14分再開

議長（作元 義文君） ほかにございませんか。再開します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（作元 義文君） はい。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第1号は、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会への付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて（平成20年度対馬市一般会計補正予算（第8号））を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号は、原案のとおり承認されました。

暫時休憩します。11時25分まで休憩します。

午前11時15分休憩

.....

午前11時23分再開

議長（作元 義文君） 再開します。

. . .

日程第2．議案第2号

日程第3．議案第3号

日程第4．議案第4号

日程第5．議案第5号

日程第6．議案第6号

日程第7．議案第7号

議長（作元 義文君） 日程第2、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて（平成20年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第2号））から、日程第7、承認第7号、専決処分の承認を求めることについて（平成20年度対馬市風力発電事業特別会計補正予算（第4号））までの6件を一括して議題とします。

各案について、提案理由の説明を求めます。福祉保健部長、扇照幸君。

福祉保健部長（扇 照幸君） ただいま、一括して議題となりました議案のうち福祉保健部所管の承認第2号から承認第5号までの4件につきまして、続けて説明をさせていただきます。

この案件につきましては、国県等の支出金、補助金、交付金等の決定、及び事業費の確定等に伴いまして、去る3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により報告し、承認をお願いするものでございます。

まず、承認第2号、平成20年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から御説明を申し上げます。専決の第2号でございます。

平成20年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによることを規定をし、歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ9,166万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億280万8,000円とするものであります。第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから4ページにかけての第1表歳入歳出予算補正によるとするものであります。

歳入について御説明申し上げます。10ページをお開き願います。

3款国庫支出金1項国庫負担金は、3,343万7,000円を増額しております。療養給付費等負担金の4,109万2,000円の増、高額医療費共同事業負担金の708万3,000円の減が主なものでございます。2項国庫補助金は、財政調整交付金等7,678万5,000円を増額しております。4款1項療養給付費交付金は、2,361万4,000円を増額しております。

12ページをお願いします。6款県支出金1項県負担金は、高額医療費共同事業負担金等765万5,000円を減額しております。2項県補助金は、財政調整交付金を8,551万4,000円増額しております。8款1項共同事業交付金は5,132万8,000円を減額しております。

14ページをお願いします。10款繰入金1項他会計繰入金は、一般会計繰入金を4,208万4,000円減額しております。2項基金繰入金は、財政調整基金繰入金を3,000万円減額しております。12款諸収入4項雑入は、一般被保険者第三者納付金を328万4,000円増額しております。

歳出でございますが、16ページをお願いします。1款総務費1項総務管理費は194万

8,000円を減額しております。事務費等の不用額を減額しております。2項徴税費は、嘱託職員報酬。

18ページをお願いします。納税組合交付金等の不用額を275万2,000円減額しております。2款保険給付費1項療養諸費は、一般被保険者療養給付費及び退職被保険者等療養給付費を1億9,021万2,000円増額しております。2項の高額療養費から、20ページをお願いします。6款介護納付金までは財源内訳の変更でございます。7款1項共同事業拠出金は、高額医療費、共同事業医療拠出金、及び保険財政共同安定化事業拠出金を、9,384万9,000円減額しております。

22ページをお願いします。8款の保健事業費は、財源内訳の変更でございます。

24ページから27ページに補正予算給与明細書を添付いたしております。

続きまして、承認第3号、平成20年度対馬市老人保健特別会計補正予算(第2号)について御説明を申し上げます。専決の第3号でございます。

平成20年度対馬市の老人保健特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,478万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,473万3,000円とするものであります。第2項で歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから3ページにかけての第1表歳入歳出予算補正によるものであるものとします。

歳入について御説明申し上げます。

8ページをお開き願います。老人保健医療給付費の減によりまして、1款支払基金交付金を2,359万4,000円、2款国庫支出金を1,423万6,000円、3款県支出金を408万4,000円、4款繰入金を353万7,000円、それぞれ減額しております。6款諸収入は、第三者納付金及び返納金を66万5,000円増額しております。

歳出でございますが12ページをお願いします。1款総務費1項総務管理費は、事務費の不用額を12万5,000円減額しております。2款1項医療諸費は、医療給付費等4,466万1,000円を減額しております。

続きまして、承認第4号、平成20年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。専決第4号でございます。

平成20年度対馬市の後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,413万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,701万6,000円とするものであります。第2項で歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ご

との金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから3ページにかけての第1表歳入歳出予算補正による、とするものであります。

歳入について御説明申し上げます。8ページをお開き願います。1款1項後期高齢者医療保険料は、5,816万円を減額しております。所得に応じ均等割額の軽減が7割軽減が8.5割軽減になったこと、及び所得割額が軽減されたことによるものでございます。4款繰入金1項一般会計繰入金は、事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金を1,625万8,000円減額しております。

歳出でございますが10ページをお願いします。1款総務費1項総務管理費は、763万9,000円を減額しております。広域連合事務費負担金及び事務費の不用額等でございます。2款1項後期高齢者医療広域連合納付金は後期高齢者医療広域連合に対する、保険基盤安定負担金及び、保険料納付金を6,649万3,000円減額しております。

続きまして、承認第5号、平成20年度対馬市介護保険特別会計補正予算(第4号)についてご説明申し上げます。専決の第5号でございます。

平成20年度対馬市の介護保険特別会計補正予算(第4号)は次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,094万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億5,653万4,000円とするものであります。第2項で歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから3ページにかけての第1表、歳入歳出予算補正による、とするものであります。

歳入について御説明いたします。8ページをお開き願います。1款保険料1項介護保険料は現年度分特別徴収保険料等3,540万7,000円を減額しております。3款国庫支出金1項国庫負担金は、介護給付費負担金を1,609万2,000円増額しております。2項国庫補助金は、調整交付金を160万6,000円増額しております。

4款1項支払基金交付金は、介護給付費交付金を1,344万4,000円減額しております。5款県支出金1項県負担金は、介護給付費負担金を642万3,000円増額しております。

10ページをお願いします。7款繰入金1項他会計繰入金は、一般会計繰入金を621万円減額しております。

歳出でございますが、12ページをお願いします。

1款総務費1項総務管理費は、40万円、3項介護認定審査会費は194万5,000円、5項計画策定委員会費は33万2,000円をそれぞれ事務費の不用額を減額しております。2款保険給付費1項介護サービス等諸費は、特例介護サービス給付費等260万円を減額しております。

14ページをお願いします。2項介護予防サービス等諸費は、居宅介護予防サービス給付費負

担金等1,570万円を減額しております。5項特定入所者介護サービス等費は、特定入所者介護サービス費負担金等890万円を減額しております。16ページ及び17ページに補正予算給与費明細書を添付しております。

以上、承認第2号から承認第5号までの4件につきまして、説明をさせていただきました。御審議のうえ、御承認くださいますようよろしくお願いいたします。

議長（作元 義文君） 豊玉地域活性化センター部長、橋本政次君。

豊玉地域活性化センター部長（橋本 政次君） ただいま一括議題となりました承認第6号、平成20年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、旅客定期航路事業特別会計における赤字航路事業に対する国、県の補助金の確定によるもので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただいたものでございます。

歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ100万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,470万8,000円とするものでございます。第2項で歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

8ページをお開きください。歳入につきましては、1款の事業収入として、一般旅客運賃及び貨物運賃として103万2,000円の減額、2款の国庫支出金1項の国庫補助金は、赤字航路事業補助金の確定により611万円の増額、3款の県支出金1項の県補助金についても赤字航路補助金の確定により429万9,000円の増額でございます。4款の繰入金1項の他会計繰入金は、国県補助金の増額により一般会計から繰入金を1,037万7,000円を減額するものでございます。

歳出について御説明を申し上げます。10ページをお開きください。1款総務費1項総務管理費は、財源内訳の変更でございます。2款施設費の100万円の減額は、燃料費及び備船料の減額によるものでございます。

以上、簡単でございますが、承認第6号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のうえ、御承認を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（作元 義文君） 上県地域活性化センター部長、武田延幸君。

上県地域活性化センター部長（武田 延幸君） ただいま一括して議題となりました、承認第7号、専決処分の承認を求めることについて、提案理由とその内容について御説明を申し上げます。

本案は、平成20年対馬市風力発電事業特別会計補正予算（第4号）を去る3月31日付で地

方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりまして、御報告し御承認を求めるものでございます。

今回の補正は、1号機、2号機風車の故障、修繕に伴い、発電施設停止による売電事業収益の減額、並びに減額相当額を財政調整基金から繰り入れるものが主なものでございます。

1ページをお開き願います。平成20年度対馬市の風力発電事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ41万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,422万円とするものでございます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による、とするものでございます。

補正予算の内容につきまして、主なものについて御説明いたします。

まず、歳入でございますが、8ページをお開き願います。1款売電事業収益1目売電収益542万9,000円の減額は、売電収益減に伴う減額でございます。次に、5款繰入金1目基金繰入金501万8,000円の増額は、売電事業収益の減額相当分を財政調整基金から繰り入れるものでございます。

次に、歳出でございますが、10ページをお開き願います。1款電気事業費1目一般管理費、66万3,000円の減額は、旅費、需用費、委託料の不用額を減額するものでございます。2款営業外費用1目消費税11万3,000円の減額も不用額を減額するものでございます。次に、3款諸支出金1目基金費36万6,000円でございますが、積立金利息額を基金に積み立てるものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしく御審議のうえ、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長(作元 義文君) これから各案に対する一括質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(作元 義文君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第2号から承認第7号までの6件は、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(作元 義文君) 異議なしと認めます。したがって、承認第2号から承認第7号までの6件は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて（平成20年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第2号））から、承認第7号、専決処分の承認を求めることについて（平成20年度対馬市風力発電事業特別会計補正予算（第4号））までの6件を一括して採決します。

お諮りします。各案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、承認第3号、承認第4号、承認第5号、承認第6号及び承認第7号は原案のとおり承認されました。

暫時休憩します。昼食のため1時まで休憩します。

午前11時47分休憩

.....
午後0時59分再開

議長（作元 義文君） 再開します。

日程第8・議案第8号

日程第9・議案第10号

議長（作元 義文君） 日程第8、承認第8号、専決処分の承認を求めることについて（対馬市税条例の一部を改正する条例）及び日程第9、承認第10号、専決処分の承認を求めることについて（対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の2件を一括して議題とします。

各案について、提案理由の説明を求めます。市民生活部長、近藤義則君。

市民生活部長（近藤 義則君） ただいま一括議題となりました、承認第8号及び承認第10号、専決処分の承認を求めることにつきまして提案理由、及びその概要について御説明を申し上げます。

まず、承認第8号、対馬市税条例の一部を改正する条例についてでございますが、地方税法の一部を改正する法律が平成21年3月27日に衆議院で再可決され、3月31日に平成21年法律第9号をもって公布され、4月1日から施行されたところであり、この地方税法及び同施行令の改正に合わせて、対馬市税条例につきましても関係条文の改正を行うものでございます。なお、この改正は賦課期日等の関係上、法律の公布に合わせた3月31日に地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして、専決処分により対馬市税条例の一部を改正させていただきましたので、同条第3項の規定により御報告し、その承認をお願いするものでございます。

今回改正いたします、平成21年度の地方税につきましては、現下の経済、財政状況等を踏まえ、安心して活力ある経済社会の実現に資する観点から、個人住民税において、新たな住宅借入金等特別税控除額を創設、譲渡取得に係る個人住民税の税率の特例措置の延長、土地及び宅地に係る、固定資産税の税率の引き下げ措置の延長、環境への負荷の少ない自動車に係る自動車取得税の時限的な税率軽減等措置等を講ずるほか、道路特定財源の一般財源化への対応、平成21年度評価替えに伴う、土地に係る固定資産税、及び都市計画税の負担の調整等を実施するために、地方税制の改正が行われたものであります。

対馬市税条例の改正内容は、議案書の対馬市税条例の一部を改正する条例のとおりでございますが、主な改正の内容について御説明を申し上げます。

まず、個人住民税に係るものでございますが、地方税法におきまして住宅ローン特別控除が創設されましたので、市税条例もあわせて改正するものでございます。

具体的には、平成21年から平成25年までに入居した方を対象に、所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額について、所得税における税額控除額と同額の最高9万7,500円を限度に住民税から控除することとなり、必要な改正を行ったものでございます。

次に、固定資産税でございますが、同じく地方税法に合わせて改正するものでございまして、平成21年度評価替えに伴い、宅地等に係る負担調整措置の仕組みを3年間継続するとともに、据置年度において地価が下落している場合に簡易な方法により価格の下落修正ができる特例措置も継続するものでございます。

以上2点を主な改正点として、その他の改正につきましては、地方税法等の改正に伴い、条、項などの変更や、移動等の必要な改正を行ったものであります。なお、附則第1条で施行期日、第2条及び第3条で経過措置を規定いたしております。

続きまして、承認第10号、対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案理由の御説明を申し上げます。

このたびの条例改正は、承認第8号と同じく地方税法の一部改正に伴う所要の改正を行うものと、平成21年度の国民健康保険税算出の基礎となります。所得及び固定資産税が確定したことに伴い、国民健康保険税の税率を改正するものでございます。

なお、対馬市におきましては国民健康保険税の本算定日を6月1日といたしております。本条例につきましても、同日から施行する必要があるため、平成21年5月29日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により、御報告申し上げ、その承認をお願いするものでございます。

また、この税率算定に当たりましては、5月25日に開催されました対馬市国民健康保険運営協議会に諮問を行い、原案のとおり決定することで答申をいただいております。

対馬市国民健康保険税条例の改正内容は、議案書の対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例のとおりでございますが、主な改正の内容について御説明を申し上げます。

まず、地方税法の一部改正に伴いまして、介護納付金分の賦課限度額を9万円から10万円に改正いたしております。次に、国民健康保険税の税率でございますが、今年度の保険税の収入見込み額を12億6,778万7,000円とし、これをもとにそれぞれの割合により算出するものでありますが、現下の経済状況をかんがみ、基礎課税分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分ともに前年度より低い税率税額を設定いたしております。その他の改正につきましては、地方税法等の改正に伴い、条、項などの変更や移動等の必要な改正を行ったものであります。

以上で、簡単ではございますが、承認第8号及び承認第10号についての提案理由及び概要の説明を終わります。よろしく御審議のうえ、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（作元 義文君） これから各案に対する一括質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第8号及び、承認第10号の2件は、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって承認第8号及び、第10号の2件は、委員会への付託をする省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第8号専決処分の承認を求めることについて（対馬市税条例の一部を改正する条例）及び承認第10号専決処分の承認を求めることについて（対馬市健康保険条例の一部を改正する条例）の2件を一括して採決します。

お諮りします。各案は原案のとおり、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、承認第8号及び、承認第10号は、原案のとおり承認されました。

日程第10．承認第9号

議長（作元 義文君） 日程第10、承認第9号、専決処分の承認を求めることについて（平成

21年度対馬市一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務企画部長、永尾榮啓君。

総務企画部長（永尾 榮啓君） ただいま議題となりました承認第9号、専決処分の承認を求めることについて、提案理由及び、その内容を御説明申し上げます。

本案は平成21年度対馬市一般会計補正予算（第1号）を、去る5月1日付で地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めようとするものであります。

今回の補正は、国の緊急地域雇用創出事業の決定によりまして増額するものであります。

1ページをお願いいたします。平成21年度対馬市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,010万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ283億3,510万円とするものであります。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び、当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は2ページ3ページの第1表歳入歳出予算補正によるとしようとするものであります。

歳入歳出補正予算の内容について御説明いたします。まず歳出でございますが10ページをお願いいたします。

6款農林水産業費1款農業費は、農道の立ち木伐採委託料50万2,000円を増額いたしております。

2項林業費は、林業の立ち木伐採委託料320万7,000円を増額いたしております。

8款土木費2項道路橋梁費は財源内訳の変更でございます。

10款教育費5項社会教育費2目公民館費は、図書館データ入力事業274万円、3目文化財保護費は遺跡出土遺物整理事業365万1,000円をそれぞれ増額いたしております。

次に歳入でございますけど、8ページをお願いいたします。10款地方交付税1項地方交付税は普通交付税を1,502万7,000円減額いたしております。

15款県支出金2項県補助金は、緊急地域雇用創出事業交付金2,512万7,000円を増額いたしております。

以上で提案理由の御説明を終わります。よろしく御審議のうえ御承認賜りますようお願いいたします。

議長（作元 義文君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第9号は、会議規則第37条第2項の規定

によって委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって承認第9号は委員会への付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第9号、専決処分の承認を求めることについて（平成21年度対馬市一般会計補正予算（第1号））を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって承認第9号は、原案のとおり承認されました。

日程第11、承認第11号

議長（作元 義文君） 日程第11、承認第11号、専決処分の承認を求めることについて（対馬市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務企画部長、永尾榮啓君。

総務企画部長（永尾 榮啓君） ただいま議題となりました承認第11号、専決処分の承認を求めることについて、その提案理由と及び、その内容を御説明申し上げます。

本案は、対馬市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、去る5月29日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条3項の規定により報告し御承認を求めようとするものであります。

人事院におきましては、現下の経済社会情勢等を勘案し、本年6月に支給する国家公務員の期末勤勉手当、いわゆるボーナスの支給月数を暫定的に引き下げることを柱に勧告を5月1日に行い、政府は勧告どおりの取り扱いをすることとなります。

本市におきましても今回の人事院勧告にかんがみ、一般職、特別職等のボーナス支給について所要の改正を行ったものであります。なお、6月支給の期末勤勉手当は支給基準日が6月1日であり、勧告どおりの措置をするには前日の5月31日までに職員の給与条例等の一部改正条例が公布され、施行されることが必要であることから5月29日付で専決処分とさせていただきます。

それでは改正内容について御説明申し上げます。第1条は対馬市職員の給与に関する条例の一部改正でございます。附則を追加し、本年6月に支給する期末手当及び、勤勉手当の支給月数を

改正するものであります。

一般職につきましては、期末手当は1.40月から1.25月に、勤勉手当は0.75月から0.70月に、また、再任用職員につきましては、期末手当は0.75月から0.70月に、勤勉手当は0.35月から0.30月にそれぞれ引き下げるものであります。

第2条は任期付職員、第3条は市長及び副市長、第4条は教育長、第5条は議会議員について、本年6月に支給する期末手当の支給月を1.60月から1.45月に引き下げるものであります。

第6条対馬市職員の給与の特例に関する条例の一部改正は、本年6月に支給する職員の期末手当及び勤勉手当について、第7条対馬市長等の給与の特例に関する条例の一部改正は、本年6月に支給する市長、副市長及び、教育長の期末手当について、それぞれの額の算出の基礎となりまず給料月額をカット前の本来の給料月額で算出しようとするものであります。なお、議会議員につきましては、対馬市議会議員の議員報酬及び、費用弁償に関する条例の附則で定めております報酬の5パーセントカットの規定が5月末で失効することになりますから、本年6月に支給します期末手当の額の算出の基礎となる給料月額はカット前の本来の報酬月額で算出することになります。

附則で今回の改正条例の施行日を公布日の属する月の翌月の初日、平成21年6月1日と定めております。以上で提案理由の説明を終わります。よろしく御審議のうえ、御承認賜りますようお願いいたします。

議長（作元 義文君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第11号は、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会への付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって承認第11号は委員会への付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第11号専決処分の承認を求めることについて（対馬市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって承認第11号は、原案のとおり承認さ

れました。

日程第12．報告第1号

日程第13．報告第2号

日程第14．報告第3号

議長（作元 義文君） 日程第12、報告第1号、平成20年度対馬市一般会計繰越明許費繰越計算書についてから、日程第14、報告第3号、平成20年度対馬市水道事業会計繰越計算書についてまでの3件を一括して議題とします。各案について提案理由の説明を求めます。総務企画部長、永尾榮啓君。

総務企画部長（永尾 榮啓君） ただいま一括議題となりました報告のうち、第1号につきましては、私の方から御説明申し上げます。報告第1号、平成20年度対馬市一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告するものであります。本案は、平成20年度に一般会計予算で繰越明許費の議決をいただきました63件の事業につきまして、別紙、平成20年度一般会計繰越明許費繰越計算書のとおり、翌年度に繰り越すものであります。なお、翌年度繰越額につきましては、先に議決等いただきました範囲内で繰越をいたしております。以上で提案理由の御説明を終わります。よろしく御審議のうえ御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（作元 義文君） 福祉保健部長、扇照幸君。

福祉保健部長（扇 照幸君） ただいま一括して議題となりました議題のうち、報告第2号について御説明申し上げます。平成20年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり、翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。特別養護老人ホーム4か所のスプリンクラー整備事業でありまして、繰越額につきましては、先に議決をいただきました額で繰越をいたしております。以上、簡単ではございますが、説明を終わります。よろしく御審議のうえ御決定いただきますようお願いいたします。

議長（作元 義文君） 水道局長、一宮英久君。

水道局長（一宮 英久君） ただいま議題となりました報告第3号、平成20年度対馬市水道事業会計繰越計算書について御説明いたします。平成20年度対馬市水道事業会計の建設改良費を翌年度へ繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により、議会に御報告するものであります。繰越事業は1款資本的支出、1項建設改良費2目施設整備費で600万円、3目拡張工事費で9,290万2,600円を翌年度に繰り越すもので、充当する財源は繰越計算書のとおりでございます。

繰り越し理由は、2目施設整備費は、国の地域活性化生活対策臨時交付金により実施する事業で、2月23日開催の第3回臨時会において議決いただきましたので、工期の確保等に必要のため、繰り越すものでございます。

3目拡張工事費は、送水ポンプ所築造用地の選定等に不測の日数を要し、年度内完成ができなくなりましたので、繰り越すものでございます。なお、工事は9月末に完成する予定でございます。以上で簡単でございますが、説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（作元 義文君） これから各案に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これで報告第1号から報告第3号までを終了します。

日程第15．同意第1号

議長（作元 義文君） 対馬市教育委員会委員の任命について、同意を求める件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 提案理由に入ります前にお詫びを申し上げなければなりません。本来この案件につきましては、任期到達前に今回の同意案を提案申し上げなければならなかったのですが、時期を失したことは行政全般をつかさどる私の責任と感じております。以後、今回のようなことが無きよう職員全員で取り組んでまいります。どうか。

さて、同意第1号、対馬市教育委員会委員の任命について、提案理由を御説明いたします。現在欠員となっております教育委員の補充として、対馬市上県町鹿見79番地扇武二氏、昭和19年7月23日生まれ満64歳をお願いするものであります。同氏は平成21年4月30日の任期満了まで教育委員として活躍されており、実務経験も十分ふまれ、人格識見ともに豊富でありまして、教育委員として適任と考え、議員皆様の御同意を切にお願いするものでございます。なお、任期は平成21年7月1日より、平成25年6月30日までの4年間となっております。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（作元 義文君） これから質疑を行います。7番、阿比留梅仁君。

議員（7番 阿比留梅仁君） 教育部長にお尋ねしますが、さっき今、市長がこの問題で期限、任期が切れると、3月定例会に提出を忘れてたというお詫びの説明でしたが、それは仕方ないとして事務分掌そのほか、いろんな面でどこの事務の流れで問題があったのか、それだけちょっと教えていただきませんか。

議長（作元 義文君） 教育部長、中村敏明君。

教育部長（中村 敏明君） 先ほど市長の方から御説明がありましたように4月30日末の任期

でございます、3月の定例会こちらの方に提案、お願いをするべきところございましたけれども、なにぶん申し訳なく思いますが、私たちの不手際によりましてこういうことになりましたこととお詫びしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

議長（作元 義文君） 7番、阿比留梅仁君。

議員（7番 阿比留梅仁君） 不手際なことはよくわかっているんですよ。そして事務分掌とか、いろいろ行政の事務の流れは、いろいろな規則等で規定等で定められておりますね。そのどこが不備でこのようなことが起こったのか、事務の流れの中で、どこを改正すればこのことは直るのか、それをお聞きしたいのです。ただ謝るだけじゃなくて。

議長（作元 義文君） 教育部長、中村敏明君。

教育部長（中村 敏明君） 御指摘いただきましたこの事務分掌につきましては、今までのままで十分対応はできると思うのですが、とにかく私どもの取り組む最善のいろいろなものに対する諸注意が足りなかったとっております。事務分掌につきましては今のままで十分対応はできると思います。

議長（作元 義文君） 7番、阿比留梅仁君。

議員（7番 阿比留梅仁君） 本当に対応できますか。

議長（作元 義文君） 教育部長、中村敏明君。

教育部長（中村 敏明君） 対応できるものと思っております。

議長（作元 義文君） ほかに質疑はありませんか。3番、小田昭人君。

議員（3番 小田 昭人君） 市長にお願いなんですけど、一応議会に必要な人事案件、こういうのは担当部局も保管は必要でしょうけど、本庁の総務人事担当が、すべてとは言いません。非常勤特別職が何千人もおられますから、議会に同意とする人事案件等については、明日からでも総務が一括管理するという方法はとれないかどうかお尋ねいたします。

議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 明日から一括管理できないかという3番議員からの御質問ですが、明日からできるかどうか正直言いまして、即答はしかねます。今言われたようにどれだけの件数を抱えることになるのか、そして事務として、ある意味それぞれの所管課の問題もございますから、その辺りをきちんと内部で見極めたいと思います。今おっしゃられたことについては、内部協議に入る価値はあるというふうに考えます。

議長（作元 義文君） ほかに質疑はありませんか。3番、小田昭人君。

議員（3番 小田 昭人君） 私の言っているのは全ての特別職の何千人分の名簿を本庁の総務課に揃えろと、こういうことは言っておりませんので、議会に必要な人事案件のみ一括管理したらどうですかと。担当部局は当然しなければなりませんけど、二重の保管になりますけれど、そ

の点、お願いをいたしておきます。

議長（作元 義文君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております同意第1号は、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって同意第1号は、委員会への付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第1号、対馬市教育委員会委員の任命について、同意を求める件を採決します。この採決は起立によって行います。本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立者多数〕

議長（作元 義文君） 起立多数であります。したがって同意第1号、対馬市教育委員会委員の任命については、同意を求める件は同意することに決定しました。

日程第16．議会運営委員会の閉会中の継続調査について

議長（作元 義文君） 日程第16、議会運営委員会の閉会中の継続調査について議題とします。議会運営委員長から定例会及び、臨時会の会期日程等の議案運営に関する事項及び、議長の諮問に関する事項等について、閉会中の継続調査として、緊急を要することから、急施事件として議題とされるよう、会議規則第104条の規定による申し出であります。

お諮りします。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。本会議における議決の結果、条項、字句、数字、その他において整理を要するものがあるのではないかと思料されます。その整理権を会議規則第43条の規定によって議長に委任願います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって整理権を議長に委任することに決定し

ました。

議長（作元 義文君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。市長より挨拶の申し出が
っておりますので、お受けいたします。市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 第4回臨時会の閉会にあたり、一言お礼申し上げます。本日は、慎重に
御審議いただき、御決定賜りまして誠にありがとうございました。おかげをもちまして本日の臨
時会にて御審議いただきました議案全てにつきまして、議員皆様のご理解をいただき大変ありが
たく存じているところでございます。本日御決定いただきました案件につきましては、適正な事
務処理に努め対処してまいりたいと存じますので、これからも議員皆様方の御支援、ご指導を賜
りますようよろしくお願いいたします。

また、今月下旬には、平成21年第2回定例会の招集を予定しております。お忙しいところ
はごさいましようが、なにとぞよろしく御参集くださいますようお願い申し上げまして閉会の挨
拶といたします。本日はどうもありがとうございました。

議長（作元 義文君） 会議を閉じます。平成21年第4回対馬市議会臨時会を閉会します。お
疲れ様でございました。

午後1時39分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 作元 義文

臨時議長 兵頭 栄

副 議 長 島居 邦嗣

署名議員 小田 昭人

署名議員 長 信義